

議会運営委員会報告書

平成27年12月3日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 橋 本 逸 夫

平成27年12月3日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

- 1 第6回定例会第11日目の議事運営について
 - ① 発言訂正について
 - ② 発言取り消しについて

議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	平成27年12月3日（木）		本会議散会后	
開議・閉議	午後3時08分	開会 ～	午後3時18分	閉会
場 所 ・ 形 態	委員会室A・B	会期中(第6回定例会)の開催		
出 席 委 員	委員長	橋本逸夫	副委員長	西上徳一
	委員	尾川直行		津島 誠
		掛谷 繁		星野和也
欠 席 委 員	なし			
遅 参 委 員	なし			
早 退 委 員	なし			
列 席 者 等	議長	田口健作	副議長	守井秀龍
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説 明 員	議会事務局長	草加成章	議会事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍 聴 者	議員	なし		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審 査 記 録	次のとおり			

午後3時08分 開会

○橋本委員長 ただいまの出席は6名です。本会議でお疲れのところではございますが、定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

案件は、発言訂正についてです。事務局から説明を願います。

○石村議事係長 昨日の一般質問で、川崎議員の一般質問なんですけれども、議員の御質問の中で、旧アルファビゼンに関する御質問の中で、2,000万円のテナント料を確保できれば、10億円の改装費がかかったとしても「5年」で償却できると御発言されたところが、計算間違いのようで、「50年」に訂正をしたい旨の申し出がございました。あすの一般質問が全て終わったところで、議員から御登壇のうえ、御発言をいただいて、議員の発言訂正でございますので、議長において許可をいただきたいと考えております。まず、それが1件と。

それから、本日の津島議員の一般質問で、とっぴな政策……。

〔「〇〇〇〇言うたん」と津島委員発言する〕

とっぴな政策と言われた直後に言い直しされていますけれども、その前の御発言について御協議をいただきたいというふうに考えております。

○橋本委員長 以上、2件です。

まずは、川崎議員の発言の訂正につきましては、許可するかしないかということについていかが取り扱いますでしょうか。

許可をすることに異議ないですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、この問題は議長のほうにおいて許可をしていただけるならば、議運のほうは了解ということでございます。

2点目は、議会運営委員の発言に関することなんでちょっと申し上げにくいんですが、これは議会事務局が訂正したほうがいいという意向なんですか。ほかの委員の皆さんの御意見を聞きたいと思います。

たしか私は、〇〇〇〇言うたらおえんわな、とっぴなというふうに訂正をされて、〇〇〇〇というのが枕言葉みたいな格好になったんですけれども、訂正はその場でしょうったように思うんですが、その部分の議事録は起こしていないんですか。

○石村議事係長 まだ起こしてはおりませんが、取り消しをされない限り、その場で訂正はされたんですけれども、その発言自体は会議録に残ってしまう形になります。

○橋本委員長 会議録に残る、それがいかがかと思うということなんですか。

委員の皆さん、いかが取り計らいましょうか。

掛谷委員、どうぞ。

○掛谷委員 議事録に載るし、それはどうなんですか、例えばインターネット上の生中継じゃあもうこれ、ああいう環境じゃ……。

〔「取り消しはできまあ」と呼ぶ者あり〕

できませんけど、ひなビジョンなんかも取り返しができないのを含めてどうなのかと。基本的には、訂正されたほうがいいと思います。

○橋本委員長 今、ひなビジョンに関してコメントがありましたが、これは編集をしますので、議事録の訂正を求めた場合にはその部分の訂正はできます。だけど、ライブで流れた部分はもうそれは無理ですからね。

御本人の意向が一番尊重されるべきじゃないかなと思うんですが。

○津島委員 一つも構いません。

○橋本委員長 そのまま残して流れても。

それについては何か事務局の不都合がありますでしょうか。これは余りよろしくない、例えばクレームが入ってくるとかというようなことが起こり得るのでしょうか。どんなですか。当の本人が訂正をする意思がないということであれば、それは強制的にさせるということもできませんよね。どんなですか。

○掛谷委員 個人的にはそれでいいんかと。ただ、議会として、それを議題として議運で出しているわけなんで、個人はもうそれで構わん言よんじゃから、それはそれで解決できとんですよ。

問題は、議会としてこのままでいいんならいいし、個人を尊重して、いやいややはりそこは議会としては削除すべきなんじゃないかといえ、そういう方向で津島議員に御納得いただく、どっちを優先するのかというような話になってくるのが、私ちょっとわからないです。

○尾川委員 その言葉というのはあるんかな、言葉として。

○橋本委員長 ○○○○という言葉自体は、標準語にはないと思います。

〔「方言じゃな」と呼ぶ者あり〕

○尾川委員 だから、国語辞書にねえから、使わんようにしようじゃねえかとかな。

○橋本委員長 一般的に、わかります、私はね。

○尾川委員 だけど、その言葉をもってどうこう、人権を阻害したとか、中傷したとかということになるんかどうかな。

だから、それが何で問題になっとんかというのがまずあるし、言葉として通称の話とやはり正式な話と、その辺をきちっとしていくべきじゃねえんかな。別に、市長に対してもの申すというんじゃなしに、岡山弁か何弁か知らんけど。

〔「標準語じゃ」と津島委員発言する〕

標準語か。そういうところからちょっとそごがいかがなと思うんですけどな。出るかい、広辞苑で。

〔「載っていません」と呼ぶ者あり〕

載ってねえか。

○橋本委員長 事務局はどうですか、どういうふうに取り計らってほしいのか、意向はございま

すか。

○田口議長 市長に対して〇〇〇〇で、とっぴなという言い直したことを考えたら、市長に対して〇〇〇〇と言うたようにはとれないにしても、その〇〇〇〇という言葉に対しては、私は議長として議事録から削除だけはさせていただきたいという願いはしたいです。

○星野委員 ありました。鳥取弁辞書で、とっぴな言行、またはそれをする人、ほら吹き。

○津島委員 合うとるが、皆。

○橋本委員長 とっぴな言行というのは合うとりますね。

別に、悪い言い方じゃないですね。

ただ、ほら吹きという2つ目の訳がちょっと問題になりますね。

それで、今議長があのように発言がございましたが、皆さんがよければ議長が該当者、つまり津島議員にそういう訂正をお願いして、それを受けるか受けないかはもう津島議員にお任せをすると。

○津島委員 受けるよ。

○橋本委員長 えっ。

○津島委員 受けますよ。

○橋本委員長 ということで、皆さんそれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そういうふうに取り計らいたと思います。

次に3点目、星野委員から発言があります。

○星野委員 先ほどの私の一般質問において、保育所保育料の1から3歳児の無償化の職員確保基準で、1歳児から3歳児は保育士1人につき3人と言いましたが、正しくはゼロ歳児が3人に1人、1から2歳児が6人につき1人とのことです。私の発言を訂正いたしたく思います。よろしく願いいたします。

○橋本委員長 以上、今星野委員からそのような申し出がございましたが、議運としては問題ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、それを議長の了解を得た上で、あす一般質問が終わったという段階でやっていただけたらと思います。よろしいか、それで。

○石村議事係長 あすは一般質問がお二人控えておられますので、それが終わられたところで訂正2件と取り消し1件の申し出を御本人からいただくということでよろしいでしょうか。

○橋本委員長 それでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにいたします。

これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時18分 閉会